

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和元年12月16日(月) 午前10時 議会委員会室

出席委員(9名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 土 光 均
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 戸 田 隆 次
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 辻部長 永瀬防災安全監

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官

宇崎危機管理室係長 足立危機管理室主事

出席した事務局職員

先灘局長 安東主任

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 門脇議員 西川議員

又野議員 三鴨議員

報道関係者1人 一般3人

審査事件及び結果

陳情第56号 島根原発の安全対策や新規制基準適合性審査状況等を住民や議会にわかりやすく丁寧な説明をすることを中国電力に要請することを求める陳情

[不採択]

~~~~~

### 午前9時59分 開会

○稲田委員長 それでは、ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で本委員会に付託されました陳情1件を審査いたします。

陳情第56号、島根原発の安全対策や新規制基準適合性審査状況等を住民や議会にわかりやすく丁寧な説明をすることを中国電力に要請することを求める陳情を議題といたします。

本日は、参考人として、陳情提出者、さよなら島根原発ネットワーク・鳥取副代表、後藤譲様にお越しいただいております。

それでは、後藤様に御説明をいただきたいと思っております。説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。どうぞ。

○後藤氏(参考人) 副代表の後藤といいます。よろしく申し上げます。座ってよろしいですか。

○**稲田委員長** どうぞ。

○**後藤氏（参考人）** 本日は、代表の新田が所用で欠席のために、かわって陳情第56号の趣旨なり、その理由、根拠について説明させていただきます。陳情書に沿って説明させていただきます。

まず、趣旨についてです。現在、原子力規制委員会において、島根原発2号機の新規制基準への適合性審査が行われています。島根原発の安全対策や適合性審査の状況等について、住民説明会を開催するとともに、議会に対してもわかりやすく丁寧な説明をすることを中電に要請していただきたいということです。

審査状況については、原子力規制庁が公開する審査の資料や議事録等は見ることができますが、膨大な資料であるために全て見ることはできず、今、審査がどのような状況なのか容易には理解することはできません。

また、新聞記事等についても、審査状況について取り上げられることはありますが、断片的な情報にすぎず、全体像はわかりません。市民が島根原発の安全性や必要性に関してきちんと理解するためにも、中国電力から直接説明を聞き、疑問点などを質問できる場が必要だと考えております。議会としてもその旨を中国電力に要請していただきたいというふうに思います。

次に、その要請を求める理由、根拠です。昨年8月6日に、米子市が鳥取県や境港市とともに中国電力に対して示した新規制基準への適合性審査についての回答の中で、その前提条件の2つ目として、島根原発の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても、わかりやすく丁寧な説明を行うことを記載しています。しかしながら、中国電力は、それ以降、審査状況等について、議会への説明や住民説明会を行っていません。

また、昨年11月29日に、市民団体と中国電力との意見交換会の場で、我々の住民説明会開催の要請に対して、中国電力は次のように述べています。当社といたしましては、自治体の御意見をお伺いしながら、適切な時期にしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております、と述べています。

しかし、いまだに住民説明会は開催されていません。ことしの4月23日付の山陰中央新報の記事によりますと、中国電力は新規制基準適合性審査の結果が出るまでは、住民説明会は開催しないとの意向を示しています。これは、3者が適合性申請についての回答の際に求めた前提条件の1つを一方向的に放棄したものと云わざるを得ません。

原発の問題は、市民一人一人の生命、財産にかかわる重要な問題であり、自分のこととして考えるべき問題です。そのためにも、原発に関する情報を市民は得る必要があります。当事者である中国電力からの丁寧な説明とともに、それに対する質疑応答など、双方向のやりとりをする場がぜひとも必要です。議会としても、市民の思いを受けとめていただき、8月6日付の3者による適合性申請についての回答をもとに、中国電力に対して、議会への説明と住民説明会の開催を強く要請していただきたいと思います。

最後に、3者による適合性申請についての回答の中に、中国電力の誠意ある対応を求めるといふような文言があります。前提条件の2つ目の住民説明会の開催を行わないということは、中国電力の対応は決して誠意ある対応とは言えません。

繰り返しになりますが、米子市議会としても、中国電力に対して、強く要請していただ

きたいと思います。陳情のために、時間をいただきありがとうございました。以上でございます。

**○稲田委員長** 参考人による説明は終わりました。

これより、参考人に対する質疑を行います。

質疑がございますでしょうか。ありませんね。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

後藤様、ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員、岡村議員及び国頭議員に説明を求めます。

初めに、土光委員。

**○土光委員** この陳情、賛同理由を述べます。内容とか趣旨は、今、陳述していただいたことでほぼ同じなので改めては申しません。一つだけ私が思うのは、中国電力は、住民説明会をするかしないかというのは、やはり議会とか自治体がきちっと要請するという、そういうことをすれば、中国電力もそれに対応するものだというふうに思います。そういった意味で、この陳情をぜひ採択していただいて、議会としても中国電力に要請をしていただきたいというふうに思います。それが賛同理由です。

**○稲田委員長** 次に、岡村議員。

**○岡村議員** おはようございます。ただいま、参考人の後藤様から意見述べられたんですけども、全面的に賛同するという立場で、ぜひこの陳情を採択をお願いしたいというふうに述べさせていただきます。特に、来年にも規制委員会からの結論が出るというふうにいわれている状況の中で、やはり、これまでの経過をしっかりと住民や議会に説明していただくということが求められると思います。よろしくお願いします。

**○稲田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** この新規規制基準適合性審査というものは、原発の再稼働のための審査ということで、島根原発の再稼働ということは、立地自治体ではありませんが、米子市にとっても、米子市の市民にとっても非常に重要なことであると思います。そういった審査が今現在、粛々とされているわけでありまして、この内容というものが見えてきません。実際のところ、やはりそういった中国電力さんにとっても、審査が終わってから説明されるということよりも、しっかりとこの中でも現在されている状況等を、住民に説明されるということは必要なんじゃないかなと思ってますし、市民にとっても必要じゃないかと思えます。市議会からもしっかりとその辺は言っていくべきだと思ひまして、賛同したいと思ひます。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 質疑、賛同議員に。

**○稲田委員長** はい。

**○土光委員** 失礼しました。それではないので、質問。失礼しました。

**○稲田委員長** では、改めて伺います。

賛同議員に対する質疑はございませんでしょうか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、御意見を一人一人お願い……。

○**土光委員** 委員長、当局にちょっと質問が。

○**稲田委員長** 確認ですね。どうぞ、土光委員。

○**土光委員** いいですか、当局に一つ確認したいことがあります。

3号機の審査申請について、中国電力から報告があって、それに対して鳥取県、米子市、境港市、回答を昨年8月6日にしています。そのときに、前提条件ということで、全部で8項目の注文というか、それをつけています。その中の一つのことについて確認をしたいと思います。ちょっと資料、皆さんないと思いますので、2番目、回答する場合、県とか両市がこういうふうな、これは要望というふうにとっていいと思うんですけど、ちょっと読み上げます。

2番目は、島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対してもわかりやすく丁寧な説明を行うこと。こういった文言があります。この文言の要請している意味なんですけど、読めばわかると思うんですけど、再度確認したいと思います。この審査状況等について、住民説明会を開催するというのは、つまり審査途中、ある意味では節目節目でどういった今状況かというのを住民説明会を開いて、わかりやすく丁寧な説明をしてくださいね、そういった要請をしてるというふうに解釈して、そういったものだと思っいいですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** この文面ですが、まず、前段と後半で微妙な使い分けが文章上なっているようなんですが、まず一点は、審査状況等っていうのは、必ずしも結果だけじゃなくて状況を含むというのが第一点だと思います。

もう一つのキーワードが、住民説明会という言葉ですけど、これは一般的な用語でありまして、例えば、3号機のときも文化ホールあたりで大きな説明会とか、中電さん、開かれましたけど、必ずしもああいう類いのものだけじゃなくて、広い意味で住民に対する説明の場というような意味合いで捉えております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 再度確認したいのですが、審査結果ではなくて審査状況等について説明ということは、当然、説明の時期というのは、結果が出る前のことを想定していると思っいいですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** これについては、事業者であります中国電力様の主体的な判断というのをお願いしているわけなんですけど、場合によっては節目というものが、どういったくりというものが、いろいろ考えようはあるとは思っいいんですけど、必ずしも委員おっしゃるような結果が出た後の説明会のことを限定的に記述したものではないということは認識しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと私の質問に対しての答えが微妙。私が言ったのは、審査状況等について説明してくださいというのは、これは少なくとも結果が出る前の時点で、それは節目

節目ということで、それは中国電力の判断はあるかもしれませんが、結果が確定する以前のときに、審査状況ですから、そういった段階で説明をしてくださいという意味と、私はこの文章をとるのでですけど、それで間違いないですかということ。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 我々、自治体のほうにも公開で説明をいただくようなことも、既に中途でもしていただいていますので、そういう意味からしましても、この文章があらわしている意味というものが、審査結果が出た後の時期について限定的に記載しているものではないということで、そういう意味では、委員おっしゃるとおりだと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** おっしゃるとおりなことだからいいですけど、つまり結果が出た後の説明会をしてくださいということには、これはとれないと思うんですけど、そういうことだということでもいいんですね。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** はい。

○**土光委員** それから、もう一つ、住民説明会。これは形はいろいろ、それは当然あると思います。例えば、これは昨年8月6日時点での回答になります。これ以降で、中国電力はそれなりにいろいろ、いろんな手段で住民に対して、広報を含めて説明は多分いろんな場でしてるとは思います。8月6日から今までの間で、ここで要請してる住民説明会の開催、それは1度でもどこかでなされているというふうに思われますか。まだ、これはなされていないと思いますか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** ちょっと確認してみましたけど、いわゆる30年の8月6日以降でありましたら、議会に対しては全員協議会で、30年12月に、3号機新規規制基準適合性審査の経過について説明したという事実が残っております。それから、あとは自治体向けで、昨年度は2回、今年度は現在まで5回やっておられますけど、それで公開でされているのが松江のほうでやられてるのがございます。あとは、広報紙の新聞への折り込みというものをしてまして、これが年4回程度かなというふうに。あとは、ふだんの島根原発への見学でありますとか視察、その折にそれぞれ説明をされております。小規模なもので、例えば公民館とかに、何とかサロンとかそういった類いのことで、要請があつて行かれてるというのは何つてはおりますけど、主体的にされてるものじゃないという認識をしております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今言われたのは、中国電力が8月6日以降でやったことは、一度、全員協議会に来て説明をしたという事実、12月の多分8日だった、12月……。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 12月19日。

○**土光委員** 済みません、12月ですね。それから、自治体向け説明会は、それなりに頻繁にやっているとします。やってるのは一回全協に来て説明、それから自治体向けの説明会、それから広報紙でいろんなお知らせ。それから4つ目は、多分、PR館とか原子力館がありますから、そこでは随時やってるんだろうと思います。そういったことはやってる、

これは事実としてやってると思います。これらが、この8月6日の回答でいう住民説明会の開催にどれかが該当すると思いますでしょうか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** いろいろな考え方あると思いますけど、住民に対する説明する場という表現で冒頭説明をさせていただきました。ただ、状況についてわかりやすくとか、適切なタイミングでありますとか、いろんな住民の方々には、周知をしていく内容、時期、いろんな方法論というのは多数あると思います。それで、我々は、中国電力さんには、住民の方々にあらかじめいろいろな広報でもって、そういった説明をする場を提供してくださいというのは常日ごろ申し上げてるわけなんですけど、今のところ、わかりやすい形でのいわゆる誰もが住民説明会でありますね、これはっていうような形では、近年、最近はないんじゃないかなっていうふうに思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** わかりました。

あと、もう一つを確認したいのですが、この8月6日の回答というのは、一応は3号機の申請してもいいか、3号機に関しての前提というか、3号機を申請しますよという報告に対して、3号機に関しての回答というふうに一応読めるということ、そういう文章だと思いますけど、ただ、こういった審査状況の住民説明会を開いてくださいというのは、当然、2号機も同様のことを要望してると思っていると思うのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 先ほど、御紹介いただきました文面を見ますと、必ずしも3号機、限定したような表現しておりませんので、おっしゃるとおりです。

○**土光委員** わかりました、いいです。

○**稲田委員長** よろしいですか。

では、これより討論に入ります。採決に向けてお一人ずつお願いいたします。

初めに、奥岩委員。

○**奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、陳情理由にも述べていただいているんですけど、8月6日に提出させていただいておりますし、そちらに関しまして、中国電力さんのほうも重く受けとめていただいていると考えております。内容につきましては、随時適切な時期に説明があつてしかるべきものだと考えておりますので、皆さん、委員会のほうでも確認はされてたと思います。また、中国電力さんからも、全協の際にもいろいろと御説明していただいた経緯もございますし、繰り返しになりますが、適切な時期にしかるべき対応はされると考えておりますので、こちらに関しましては、不採択でお願いいたします。

○**稲田委員長** 次に、尾沢委員。

○**尾沢委員** 奥岩委員と同じく不採択ということで、採択しないということでお願いしたいと思います。先ほど、理由述べていただきましたけれども、現在、規制委員会による安全の確認ということで、私も現場、見に行く機会がありまして、大変に力を入れて、中国電力の方々は対応してらっしゃるなというふうに感じております。住民説明会については、必要な折にはきちっとあるものというふうに考えておりますので、今回の陳情は採択しな

いということをお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、戸田委員。

**○戸田委員** 私も、意見は不採択、採択しないということでしたと思います。先ほどからずっと議論あるんですけども、私も、昨年11月の9日の知事と米子市長、境港市長との連名で中電のほうにも申し入れておる、先ほど土光さんの内容がそうだったかなと思っておるんですが、しかしながら一方、やっぱり住民説明会ってあるべきかなというふうに、私も感じておるところです。ただ、やはり今、奥岩委員さんがおっしゃったように、やはりいつかは、そういうふうな適切な時期に説明会はあるであろうというふうには、私も感じております。ただ、議論しますけど、先ほどもちょっと中田委員さんとも話をしたんですけど、この改良沸騰型とかいろんな中身があるんですけど、なかなか私たちも理解できにくい部分もいっぱいあります。私たちも多角的にいろいろこの原発について勉強するんですけども、なかなか説明会受けて、本当に自分自身が理解できるのかなというような疑問もあるんですけども、やはりこういうふうな説明会は適切にしていかなければならないなというふうには思っておりますが、ただ今の時点では、中国電力のほうから、そういうふうな説明会の時期があるのであろうというようなことを考えて、その動向を注視してまいりたいということで、このたびは不採択ということをお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も、全体的に、米子市も求めているように、住民に説明をする機会を持つことは必要だという認識はあります。ありますが、さっきちょっと戸田委員も言われましたけれども、ここの陳情の趣旨のところに書いてありますけども、資料公開されているけれども、規制庁の、膨大な資料だということからしても、状況を容易に理解することはできないということが書いてありますよね。これはある種当たり前だと私は思っています、極めて学術的で専門的な原子力発電のことを、安全かどうかの判断のところっていうのが、一般の知識のない住民に理解できるっていうのは、どういうレベルなのかということ、ここは非常に難しいと私は思っています。例えば悪いですけど、私も実は自動車会社に出向しとった経験がありまして、当たり前のように乗ってますけど、例えばあれの安全性がどうやって担保されているかっていうのは、それは専門的技術、裏づけする検査でなってるんですけど、その検査に合格するかどうかで安心してますよね。さらに、この原子力発電のことを、私、実は、電気工学を習った人間ですけども、これを理解するっていうのは、非常にそれだけの知識が要る問題だと思います、専門的にですよ。この団体の方々のような、日ごろから関心が強くて、いろいろ勉強されている方々が求めるレベルと、それから一般住民のそういう知識のない方を、この方々、私もこの陳情が出てから、いろんな方々に聞き取りをしましたけども、多くの方々は専門的なこととか、学術的なこととか、専門用語も含めてよくわからんということの、こういう一般の多くの市民の持つ理解できるレベルと、それからさっき言いましたように、審査をする上での専門的レベルって全然違いますよね。そういうことを踏まえて、安易にわかりやすい説明っていうのは、じゃあどういう説明なのかということが非常に難しい問題だということがあると思います。それで、審査状況等についてという、さっき説明もありましたけど、必ずしも結果だけではなくて、途中の過程のところでもという部分についても、審査をしてもらっている最中に説明をしなければいけないような事態が起きれば、そういうことがあり得るかもしれません

けども、いってみれば、まないたのコイで土俵に乗っかって審査を受け取る段階の、どこでそういう途中過程を説明できるのかっていうタイミングについては、我々ではなかなかわからない問題だと思いますので、これは当局と中国電力のほうとで何か起きれば、そういった、それが適切な時期に該当するかどうかというところをいろいろ協議していただいて決めるべき話だと思ってまして、今の段階では、8月6日の出している要望として上げているわけですから、その、今、戸田委員が言われたように、状況を見守る時期ではないかなということで、今回あえてそれに上乘せしてするような陳情については、今回は不採択という考え方です。

**○稲田委員長** 続いて、土光委員。

**○土光委員** 採択を主張です。

今までの不採択の理由をお聞きしてたのですが、一つ、基本的な事実関係を確認というか、わかってほしいと思うんですけど、一般的に住民説明会はそれなりに必要だろうと。ただし、過去、要望もしてるから中電がしかるべきときに対応すると思うから、あえてしなくてもいいという、大ざっぱにもそういったことだと思うんですけど、まず、事実として、中国電力は結果が出るまで住民説明会はしないと言ってるんです。これは、新聞記事ではっきり出て、中国電力にも確認してそう言ってるんです。結果が出るまでは住民説明会しない、結果が出てから説明すると言ってるんです。だから、待ってるだけでは、中国電力はしかるべきに住民説明会を開かないんです。だからこそ、途中のときに、しかるべき段階にあるべきだと思うんだったら、今、議会が中国電力にちゃんと要請しないと、中国電力はしないことははっきりしてます。ということで、私は議会として、中国電力に今の時期に要請することが必要だと思います。それが、採択の理由です。

**○稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は、不採択でお願いしたいと思います。

まず、今回の陳情の下から4行目のところにあります、説明のときにもありましたけれども、我々、市民一人一人が、自分事として考えていくべき問題であるということに対しての、しっかりとした中電やまたその専門的な知識を持っていらっしゃる方々が、市民に対してわかりやすく説明をして我が事として捉えていく、エネルギー問題全体をどのように考えていくのか、地球温暖化も含めて広くエネルギーのことを捉えていくための勉強について、わかりやすく丁寧な説明をしていくというのが、中電にも責任があると思っておりまして、今回の陳情につきましては、新規制基準適合性審査状況等ということで、専門的な状況の中の途中の報告をしっかりとするという説明だというふうに理解しております。結論といたしまして、不採択としましたけれども、この住民説明会というところに、審査の適合状況等を説明していくところを、あえて専門的なところを求めていくところについて、不採択ということで、今後、わかりやすく丁寧な説明をしていくところには、共感をしているということをつけ加えさせていただきたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、石橋委員。

**○石橋委員** 採択でお願いしたいと思います。

規制委員会の議事録とかに記者発表とかっていうのも、時々見たんですけど、本当に膨大なもので知りたいことがどこに書いてあるのか探すのも大変なんですね。おまけに、こ

こがもうちょっと知りたいと思うところを見るだけでは質問もできません。やっぱり直接説明をしてもらってという機会が必要だというふうにも思います。中国電力も、自治体には時々説明が行われているというふうに先ほども聞きましたけれども、議会への説明があるってというのは、何か新しい3号機の稼働についてとか、あるいは大きな事故があったとか、点検漏れがあったとか、そういうときには来られますけれども、なかなか間では議会までの説明もない。そして住民説明会のほうはもっと少ないです。確かに、議会、自治体が強く要望したときでない、なかなか開こうとしないっていうのが中国電力のこれまでの姿勢だというふうに思っています。

私はやっぱり福島原発事故で、私たちはそれまで原発っていうのは危険があるというのは承知してましたけれども、それがどんなふうになるのかっていうことを目の当たりにしました。しかし、あれからもう8年以上、9年近くたっています。マスコミもほとんど報道していません。その中で、今、福島がどうなのかっていうのを本当に知られてないんですけど、こないだ私は視察に行った中で、本当にあそこがもう帰れない土地になっている。避難解除になったところにもわずかしかが人が帰ってきてない、将来のある若い人や子どもは帰ってない、そのこともよくわかりました。

この問題は、技術的なことを、学術的なことを説明してくれって言ってるんじゃないんです。それはどの程度、どこまで説明するかっていうところは、それはやっぱり私たちよりも、もっと専門的な中国電力側がよくわかりだと思えますけれども、今の状況、どんなふうなのかということは、やはり結果が出る前に、結果が出てからではなくて、出る前に説明があって、住民もよく知って考えるっていうことが必要だというふうに思いますので、これは、それこそ米子市も要望していることとほぼ同じですので、ぜひ採択して、もう一押しするべきだというふうに思います。

**○稲田委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 8月6日に、米子市が鳥取県と境港市と出したといっても、これは新聞報道ですが、結果が出るまで住民説明会はしないと断言していることであるとすると、住民の方は、それを心配してこの陳情を出してこられたと思います。それまでに、しっかりとすべきだということの陳情であると思います。先ほどから難しい等ありましたけれども、陳情にもありますように、わかりやすく丁寧な、複雑な構造であっても、そういった住民に対して真摯な説明をするということが願意だと思いますので、私は、採択ということをお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第56号、島根原発の安全対策や新規制基準適合性審査状況等を住民や議会にわかりやすく丁寧な説明をすることを中国電力に要請することを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第56号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

採択結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に

おいて集約し、各委員に確認いただきたいと思います。そちらの方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

ここで陳情審査は全て終了でございますが、先ほど直前に土光委員から発言の機会を求める申し出がございました。最初に申し上げます。

前回も委員会の終了の際に発言を求められましたが、準備に対しては不足ではないかということで、取り扱いたしませんでした。今回も開始数分前という申し出なんですけれども、一応、委員からそのような声がありましたので、それを私一人のちょっと考えでどうこうというよりも、まずは、皆さんに。土光議員には発言を今、申し入れたいということではありますが、諮ってから考えますということをお伝えしたので、今、それをお諮りさせていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。土光議員からの発言があるということで、受けるということでよろしいでしょうか。内容をまず聞いてからということもできますし。

○**戸田委員** 委員長、内容聞いてないの。

○**稲田委員長** 内容聞いてません。

〔「聞いてないの。」と奥岩委員〕

〔「どういう協議になるとか。」と中田委員〕

〔発言する者あり〕

○**稲田委員長** いや、そうなんです。当日に話をするのか。

〔「事前に話してくださいよ、委員長。」と奥岩委員〕

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 最近わかったことについて、聞きたいことがあるっていう場合もありますし、今、ここにいる当局がわかる内容であれば、出してもらっていいんじゃないでしょうか。

○**稲田委員長** そうですよ。いやいや、そうですよってというのは、ですから、ここで時間として、前回終わるときにそれはもう言ったわけですよ。

戸田委員。

○**戸田委員** やっぱり協議するというのは、当局に対して質問するとか、そういうような内容であれば、やはり事前にある程度、正副委員長で相談されて、もう一つは、協議しておる議題に同じような内容であるかどうかというのはある程度調整を図ってしないと、私はなかなかスムーズに行かないと思いますよ。その辺のルール事、ある程度決められたらどうなんですか。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も、戸田委員に同感でして、例えば動議みたいなものだったら別ですけども、緊急動議みたいな話ならね。そういうものでない、この議題に供するかどうかだったら、どういう内容かというのを事前情報があって、準備したりとか、お互い、例えば当局もだし、我々もその議題に、議論に参加できるだけの準備を整えてするっていうのがやっぱり必要じゃないですか。やみくもに発言をする場だけを確保するような時間だけをというよりは、やっぱりこれ議会ですから、きちっと議論ができる環境整備のもとですべきだと私は思いますよ。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 発言を求めた発言の内容は、協議をしようということではなくて、当局にちょっと伺いたいことがあるということで、発言をさせていただきたいという……。

（「それは個人であればいいでしょう、調査権があるわけだけん。」と中田委員）

いや、委員会の中で伺いたい。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 委員会で扱うかどうかは、今、委員長が諮ってるようなことになるわけですよ。だから、個人として聞きたいことがあれば、議員はその調査ができるわけですから、それは担当のところでやればいい、調査活動としてやればいいじゃないですか。

○**稲田委員長** 見解を述べます。

前回とこれ同じことになってますので、それはそんなことがないようにというふうに、この場で委員会のお場でお伝えしております。それは、各委員の皆様、御記憶かと思えますので。したがって、にもかかわらず、ここでどうぞと発言をするというのは、前回の方向性と反してしまいますので、これなら取り扱いは行いません。ということで、以上で……。

何でしょうか。国頭委員。

○**国頭委員** いいですか。委員会というのは、ただ調整、委員長、副委員長としてもらいたいですよ、そりゃ思いますよ。思いますけど、ただ、委員会が終わって、その他っていうのがあるじゃないですか、普通は。でもきょうは次第もないですし、普通、自由闊達な議論ができるのが委員会だと思いますよ。だから、その場にあって、出てくる事柄っていうのもあると思いますよ。だから、そういったものを、あってもいいと思いますよ。その他で発言があれば諮られてもいいと思いますよ。そういった自由なところはあってもいいと思いますけど。それよりも前に、委員長、副委員長に先ほどから出てるように、調整はしてもらいたいと思いますけどね。委員長と副委員長のお話で。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** もう話、もうこれでとめにしたいですけど、私もいつまでもやりたくないの。その他というのは、これ閉会中の委員会ではなくて、12月議会中に付託案件があって開かれてる委員会ですよ。もし、この委員会の場を通じて、その他の項を入れるんだったら、まさに副委員長なんだから、きちっとどういう議論をその他として扱うのかを決めるべきでしょう。それが議事運営じゃないですか。議会運営の基本ですよ。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** それと、国頭委員さんの意見もあるんだけど、やはり委員会で、委員が皆さん方の議題を共有をして、それで委員会として闊達な意見を培って、それから皆さん方の闊達な委員会であるべきだと私は思うんですよ。とうとうに出されて、当局も答弁できない、私たちも何を言っとられるのか理解できないというような委員会の進め方でいいんでしょうかね。そのことを私言ってるんですよ。だから、正副委員長できちっと話をされて、事前にこういうふうな案件を出したいというのであれば、それは各委員さんに諮って、今、中田委員さんがおっしゃったようなやり方だないかと思えますよ。またそのルールは、私はきちっと守るべきだと思っております。

○**稲田委員長** 先ほどのとおり、本日はこれで終了いたします。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会閉会いたします。

**午前 10 時 40 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清